

保管場所の所在図・配置図の記載例

■ 次に掲げる場合は、「所在図」のみ記載を省略することができます、「配置図」はいずれの場合も省略はできません。

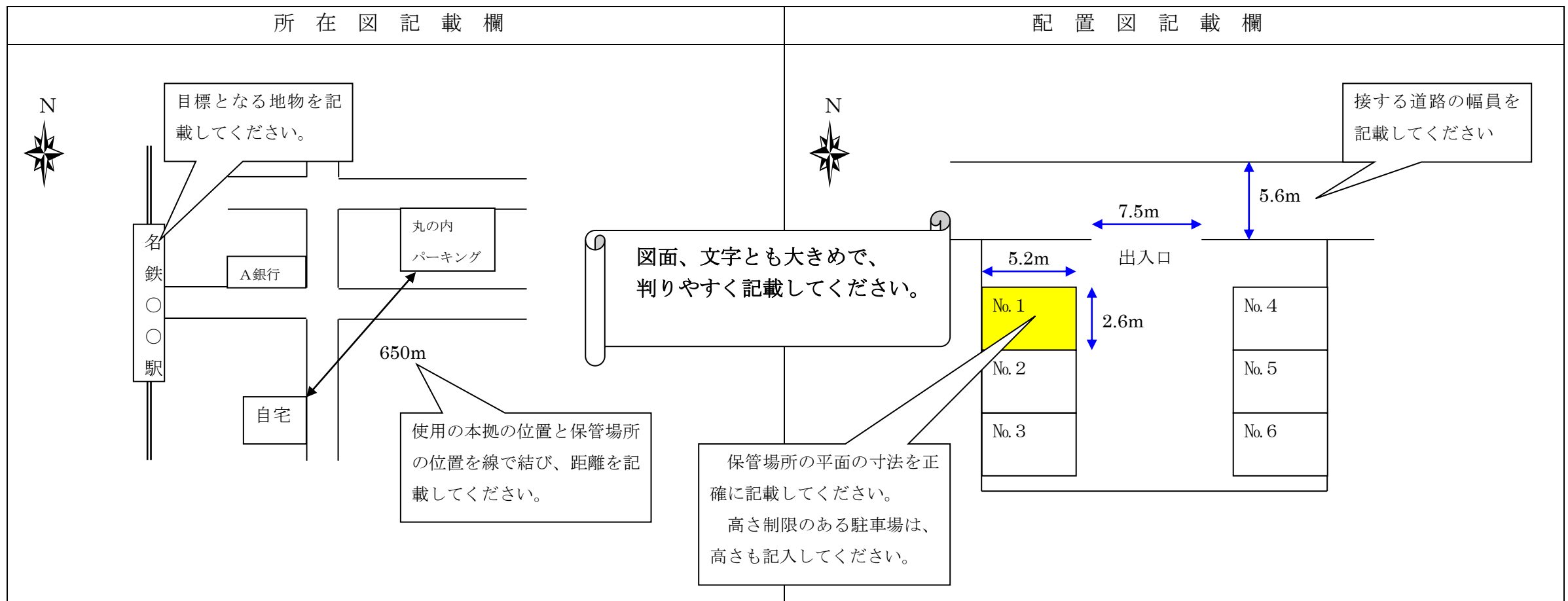
○自動車保管場所証明の場合

- 使用の本拠の位置が保管場所の位置と同一であるとき。
- 自動車の買い替えの際、使用の本拠の位置と保管場所の位置が旧自動車と同一であるとき。
(この場合、申請書に旧自動車の保管場所標章番号を必ず記載してください。)

※ただし、警察署長が保管場所の付近の目標となる地物、及びその位置を知るために特に必要があると認めるときは所在図の提出を求めることがあります。

○軽自動車の届出の場合

- 使用の本拠の位置が保管場所の位置と同一であるとき。
- 自動車の買い替えの際、使用の本拠の位置と保管場所の位置が旧自動車と同一であるか、届出日の前15日以内まで旧自動車を保有していたとき。
(この場合、届出書に旧自動車の保管場所標章番号を必ず記載してください。)



備考 省略